

第三十八回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第四号

(二七〇)

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 菅野和太郎君 理事 齋藤 憲三君

理事 中曾根康弘君 理事 中村 幸八君

理事 前田 正男君 理事 岡 良一君

理事 岡本 隆一君

有田 喜一君 佐々木義武君

石川 次夫君 田中 武夫君

山口 鶴男君 内海 清君

出席國務大臣

國務 大臣 池田正之輔君

國務 大臣 西村 直己君

出席政府委員

科学技術政務次官 松本 一郎君

総理府事務官 島村 武久君

科学技術庁長官官房長官

総理府技官 久田 太郎君

科学技術庁計画局長

総理府事務官 原田 久君

科学技術庁振興局長

総理府事務官 文吉君

科学技術庁原動力局長

委員外の出席者

総理府事務官 藤本 幹君

総理府事務官 沼尻 元一君

総理府事務官 前田 陽吉君

科学技術庁振興局長

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

科学技術調査官

総理府技官 佐藤 松男君
科学技術振興対策特別委員会

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

新技術開発事業団法案(内閣提出第一二四号)

科学技術振興対策に関する件

○山口委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

ただいま本委員会が審査中の新技術開発事業団法案につきまして、商工委員会より連合審査会開会の申し入れがございますが、商工委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○山口委員長 次に、ただいま商工委員会が審査中の鉱工業技術研究組合法案は、本委員会とも関連がございますので、商工委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、各案件についての商工委員会との連合審査会は、できましたならば

同時に行ないたいと存じますので、さよう御了承下さい。

なお、開会の日時などにつきまして、商工委員長と協議の上、公報をもってお知らせいたしたいと存じます。

○山口委員長 次に、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 防衛庁長官に質問をいたします。私の今から質問しようとすることは、昨日参議院の予算委員会でも自民党の武藤委員の方からも質問があったというふうにも聞いておりますから、極力簡単に質問申し上げたいというふうに考えております。

実は原子力研究所が東海村にできましてから、いろいろな問題がございますが、ともかくも日本における、また、東洋における唯一のメッカという形で、その躍進は非常に目ざましいものがあります。この原研の内部の問題としては、いわゆる研究者の待遇の問題、あるいはまた、安全性をどう確保するかというふうな問題、その他いろいろありますけれども、この内部の問題は、一応この際除外するとして、緊急に処置すべき問題が二件ほどございます。

それは、昨日の委員会で申し上げましたから、一つの方ははずしますけれども、御承知のように、原子力都市周辺整備法というものがなく、せっかく今度の国会に出ました損害賠償法案というものについても一定の基準が出てこない。すなわち、たとえば、放射能による個人の障害というものは、非常に個人差がはなはだしいのでございますけれども、これをふだんから検診するといふふうなことで、どこからどこまでの居住者にこれを適用するといふようなことをやっておかないと、果たしてそれが放射能による障害かどうかというふうな判定もできないというふうな事情もございまして。

それからさらに、昨日も触れたのでございますけれども、東海村あるいはその付近、すぐ隣に勝田という、首都圏整備委員会が一番重点を置いております工場団地というものの形成がはかられつつあります。それからまた、別の側の方の隣は、日立製作所、日立鉱山のあります日本でも屈指の工業地帯が控えておる。そこへ大企業が誘致されておる。富士電機あるいは三菱電機、あるいは古河電工というふうなものを中心とする大工場の誘致というものは、熾烈に実現を見つつあるわけでありまして。地元の住民としては非常にこれを歓迎しつつありますけれども、原子力都市周辺整備法というものができないうと、やたらに大企業というものが誘致されて、誘致をされた結果に基づいて、逆にそれに適合しながら、それに妥協しながら原子力都市周辺整備

法案というものができると、安全性というものの対する学問的な良心というものを全然抜きにした、とんでもない法案ができしてしまうのじゃないかという非常に不安が一つあるわけで、この点については、昨日科学技術庁の長官に対して、強く、早く法案の提出方を要望しておいたわけでございます。

それと、あと一つの問題は、今申し上げましたように、大へんこの地方の開発は目ざましい発展を遂げつつあります。一つは、那珂湊、勝田、東海、その中央部に、何と三百六十万坪におたるほどの爆撃演習場があることは、防衛庁長官も御存じだろうと思っております。ところで、この問題は、コールドホール動力炉をこの付近に持つてくるときに、茨城県知事としても、公聴会ではつきり言っておりますことは、コールドホールの動力炉を設けるというこの前提条件としては、射爆場はどうしても返してもらわなければならない条件でコールドホール動力炉の導入をしております。従って、茨城県、県当局としては、コールドホール動力炉ができれば上がるまでには、どうしても射爆場の返還をせよというわけでありまして、このことを一つ前提として、まず頭に入れておいてもらいたいということでございますが、さらに、この射爆場ができてから、事故の件数が相当たくさん出ております。これは今さら申し上げなくてもおわかりと思いますが、大体

全部でもって三百件以上の事故が起こっておりまして。そのうち、百八十三件というのが誤投下であります。ものすごい多くの誤投下が、相次いでことしに入ってから生じてきておるわけでありまして。そのうち、誤投下によって死んだ人が、実に六名もおるという現実でございます。これはきょう質問しようとするところとちよつと的がはずれまうけれども、この六件のうちの一件というのは、超低空飛行の飛行機によってひき殺されたという事故までこの中に入つておるということで、地方の住民としては、非常に危険きわまりないことであるから、この射撃場それ自体を取り上げてみて、何とか返してもらいたい、どこかへ持つていってほしいといふような住民感情を持つことも、けだし当然だと思ふのであります。しかし、私は、そのことによつて強きより返還を要求するということではなくて、もちろん、その理由もありませんけれども、今申し上げたように、ほとんど開発、発展しようとするときに、この三つの土地の結節点、ちょうど、どまん中に三百六十万坪、これは茨城県で見ますと、三十名以下の工場全部を集めた面積の約倍に当たるといふ、相当膨大な面積をこの射撃場が占めておるわけでありまして。しかも、ちよつと中心にそれが位しておるというところ、非常に発展の障害になつておるといふことが一つの理由でございますが、それと同時に、ここで防衛庁長官に申し上げたいのは、百八十三に及ぶところの誤投下による危険といふものを、まさきと身にしてみればわれわれは身近に感じておるわけです。このうちの一個が、万一周違つて実験あ

るいは研究の場所に落ちたと仮定してみても、おそらく、水戸、日立は全滅に近いような状態になるということがおそれられておるわけでございます。どう考えても、この射撃場がこの土地に置かれておるということは、不合理きわまるという気持を強く持つておるのでございます。従つて、この点について、防衛庁長官は、今までもジョンソン基地の方でも折衝されておるでございましょうが、現在の交渉の経過、それから今後の見通しということについてお聞かせを願ひたい、こう考えます。

○西村国務大臣 お答えいたします。

基地一般論をいたしましては、私も日米安全保障体制を持つておりますから、必要最小限の基地は提供しなければならぬといふ義務を持つておることは、御理解をいただけると思ひます。個々具体的問題になりますと、ケース・バイ・ケースで、その必要度あるいは国民に与える不利益、こういうものを十分に認識しながら考えていかなければならぬと思ひます。

ただいま御質問の水戸の射撃場の問題につきましては、私も十分従来から御要望、特に原子力諸設備に関連いたしましての問題、あるいは地元との合開発という面からの強い御要望を聞いておるのであります。私以前の歴代の長官、並びにまた、直接私のもとで所管いたしております副達庁長官におきまして、あるいは副達庁の職員におきまして、再々米軍側と折衝しておるのであります。ただ、私も、経緯と申しまして、細部の経緯は副達庁の方から説明させてけつこうであります。問題は、その間においても時

間が多少かかる。従つて、その間における航空機の射撃あるいは飛翔の状況等についても、少なくとも危険を避けるという方法においての約束、協定等は十分行ない、かつ実行しておる。御存じの通り、進入、射撃あるいは海上への標的の移行、こういうような事柄はやつておるわけでありまして。なお、今後とも当面の問題につきましては、当面というものは、交渉中の間において事故といふものを防ぎ、こういう行き方については、もちろん、私はさらにさらに不審に監視し、また、やかましく言つていきたい。同時に、返還につきましては、これは地元でも要望が参りますから、今後とも折衝を続けて参りたいと思ふのであります。ただ、問題は、共同防衛の立場に立つております米軍としても、何らかの、あるいはいづれかの地において訓練もしなければならぬ。また、一方において、米軍側の責任もあらうと思ひます。それらに對して代替地をどうする、あるいは代替地を求めなければ、同じような演習を現在やつておる他の地域でやらせるか、やり得るか、こういうような問題でさらに折衝を重ねて参りたい、こういう気持ちでございます。

○石川委員 防衛庁長官の御答弁は、私に予想されたような答弁で、その点は私も理解できないことはないのです。ただ一つ、また繰り返すような形になりますけれども、コールドホールの動力炉を導入するときの条件が、射撃場を返還するといふことの条件で茨城県としては受け入れたのだ、それでなければ相当激しい反対が出たであらう、その反対をいろいろな関係で押えながら、これを受け入れる体制に持つていったといふことは、射撃場を返還されるのだという希望が持たされたから、反対運動がその熱烈に起こらなかつたといふことで、県当局が、県民に對してこの公約を果たさなければならぬといふ責任を持たされておるわけでありまして。従つて、これは私は新聞で見たのでよくわかりませんが、たゞいま聞かれております県の議会において、県議員、もちろん、この背景としては県民の強い要望がありまして、どうしてもこの返還をさせなければならぬといふ責任上の立場から、もちろん、この返還に関する交渉は、日本政府とアメリカ政府との間における交渉でなしに、知事自身も一つケネディに會つて陳情したらどうかといふふうな世論にこたえて、そういう熾烈な要望があるものから、そういうことをしなければならぬといふようなところまで追い詰められておる。しかし、これはいいことか悪いことかは別に論じません、論外といいたしますが、そういうところまで追い詰められておるのだといふことをぜひ考えながら、今後の折衝を進めてもらわなければならぬ。

あと一つは、県民感情をいたしましては、そういうことのほかに、ただいま申し上げましたように六人も死んでおる、百八十三個も誤投下せられておる。なるほど、防衛庁長官のおっしゃる通りに、射撃場に入る進路について相当考慮を払つておるという事実は認められます。けれども、実は、先般も何回となく原研の上を飛んだといふ実績がある。そのことが県民感情を非常に刺激いたしました、そういうことを防衛庁長官が約束しても、実際毎日のように飛んでいるじゃないかといふようなことになつたわけですから、それは、実を申し上げます、これはあとでわかつたこととございまして、U2ジェット機がソ連に侵入をした問題で、この報復爆撃をするといふので首脳会談が流れたといふときがございまして。そのときを中心といたしまして、それ以後に、今までの射撃場に対する進入路といふものは全然無視されて、それで原研の上空を自由自在に飛んでおた事実があつたといふふうに私は考えております。最近はそのような事実はなくなつたようでございしますが、そういう事実を防衛庁長官は知つておたかどうか。これは本筋をはずれる問題でございまして、もちろん、そういうようなこととありまして、危険きわまりない原研の近所における射撃場は、どうして返してもらわなければ困る。これは決して、社会党がイデオロギーにとらわれて、基地に對して反対だといふふうなことから言つておるのではないことは、御理解いただけると思ひます。と申しますことは、これはきのうも自民党の武藤参議院議員の方からも質問が出ておたはずであります。全然そういう党派を抜きにして、あの辺の危険防止、安全性の確保、また、安全性を確保すること自体が原子力の発展をもたらしに最も必要なことだといふ考え方と、地方の住民の感情といふものの上に立つて、どうしても返してもらわなければならぬ。これはその強腹に主張するといふだけでは、なかなか交渉は軌道に乗らないだらうと思ひますけれども、実を申し上げますと、

これは、だいたい前に私の方の地元の市長たちがジョンソン基地をたずねまして司令官に会いましたときに、三十五年までに何とかするといふ回答を得ていたのであります。ところが、これは口約束でありまして、別に契約書をかいたわけでも何でもないので、これをたてにやるとやかく言えないという弱味はありますけれども、地元の市長に言わせると、約束違反ではないか、そういう約束をしてきたと公言してきた手前、この市長自体も責任をとらなければならぬような立場に追い詰められて苦境に立っているというような事情もございまして、これはなかなかむずかしい問題だといつて過ごされる問題ではなさそうでございます。私は、科学技術振興の立場から申し上げているわけでありまして、これについて、科学技術庁長官は、一体この返還についてどういふお考えを持っているかといふことを伺いますと同時に、これを促進して、一体いつごろまでにどうにかするのだといふ、ある程度のめどのついた御回答をいただかないと、茨城県民としてはなかなかおさまらないじゃないかと思つて、もう少し念を押して、何月何日までにとりようなわけにはいかぬでしようけれども、何とか近いうちにどうこうする見込みがあるといふふうな、ある程度の目安のついた御回答を願ひたい、こう考えるのであります。

○池田(正)國務大臣 今約束というお言葉がございましたけれども、私は、その約束をしたといふことは聞いております。それは、地元の方々が、あるいは司令部なりどこかでそういう話が出たとしても、だいたい前に私の方の市長たちがジョンソン基地をたずねまして司令官に会いましたときに、三十五年までに何とかするといふ回答を得ていたのであります。ところが、これは口約束でありまして、別に契約書をかいたわけでも何でもないので、これをたてにやるとやかく言えないという弱味はありますけれども、地元の市長に言わせると、約束違反ではないか、そういう約束をしてきたと公言してきた手前、この市長自体も責任をとらなければならぬような立場に追い詰められて苦境に立っているというような事情もございまして、これはなかなかむずかしい問題だといつて過ごされる問題ではなさそうでございます。私は、科学技術振興の立場から申し上げているわけでありまして、これについて、科学技術庁長官は、一体この返還についてどういふお考えを持っているかといふことを伺いますと同時に、これを促進して、一体いつごろまでにどうにかするのだといふ、ある程度のめどのついた御回答をいただかないと、茨城県民としてはなかなかおさまらないじゃないかと思つて、もう少し念を押して、何月何日までにとりようなわけにはいかぬでしようけれども、何とか近いうちにどうこうする見込みがあるといふふうな、ある程度の目安のついた御回答を願ひたい、こう考えるのであります。

かもしませんが、われわれの承知しているところでは、そういう約束といふものはなかったといふことであります。しかし、それだからといって、ほつとくといふことは決してないの、きのう武蔵さんにもお答えしたのであります。さういふ交渉事といふものは、強くやる方がいいのか、あるいは低い姿勢でやる方がいいのか、その手かげんが非常にむずかしいのじゃないか。そこで、幸いに、今度地元の知事さんや何かアメリカに行かれるといふことも聞いておりますし、さういふ何かのきつかけを作りますして、そこでわれわれも一つ行動を起してみたいと、私自身は考えております。

○西村國務大臣 コールダーホルムの受け入れに際して、地元の知事と政府との間で、これを入れるならば返還することが条件だといふことは、当時なかつたと思つております。私もさういふふうに聞いております。また、当時の茨城県知事としては、この返還が困難な事情は十分知っておられるといふ前提のもとに原子炉関係諸設備が始まつたといふことは、一応さういふふうに聞いておるのであります。しかし、現実の問題として、地元のさういふ要望あるいは危険排除といふ点から、われわれとしては、もちろん、何らかの形で返還をさして、さういふことは考えております。しかし、同時に、米軍の方の要望としても、あの訓練といふものは、危険度が避けられれば、あの土地を簡単に放して他の土地へ代替地を求める、また、代替地の方から言へば、同じような困難性も出てくるのでありまして、そこに、私としては、今いつ

がめどだといふことは、交渉事でございましてから申し上げる段階でない、ただ、返還に向かつて、地元の要望を十分に体しながら、調達庁をして折衝せしめていく、さういふ考えでございます。

○石川委員 防衛庁の長官とすれば、具体的に、いつ幾日までといふふうなことは約束できないだらうといふことはよくわかりますが、私の申し上げたような、さういふ事情をよくごしんしゃくいただいて、何といつても、原子力研究所のすぐ隣に射撃演習場があるといふことは、きわめて素朴なる常識からいつても合点がいかないことでは。

それから、今の答弁によりまして、コールダーホルムを持つてくることと条件として、射撃場の返還といふことはなつておらないと言つておりますが、これは三十四年の七月三十一日に、知事が、コールダーホルムの原子炉の安全性に關する公聴会において、この記録を見るとすぐおわかりいただけるのですけれども、これを返してもらうといふ条件でおれの方は受け入れるのだと言つておられる。ですから、これははつきり契約書をかいたといふことと違って、はつきりさういふ言明をしながら、さういふ約束を取りつけないが、このコールダーホルムを受け入れるという運動を進めるといふこと、当時さういふ態勢にあつたこと、疑う余地がないわけでは、それでありまして、何回も申し上げますように、県当局としても、コールダーホルムの導入といふことに關連して、どうしてこれを返還させなければならぬという責任を今でも負わされておると

いふふうなこともありますし、また、素朴な感情からいつても、どうも危険が、私の考え方からいいますと、せつかくこの新技術開発事業団法といふものが制定されようという機運になつておるのでありますから、従来理化学研究所の一部として併置されておつた新技術開発部といふものからもう一段と飛躍した体制、もう一段と飛躍した考え方においてこの事業団といふものは実際の仕事をやるべきである、さういふことは考えるのであります。それでは、せつかくこの規模を拡大して、新たに法律を作つて事業団として発足する意義が非常に薄れていくのではないかと、さういふことを考へておるのであります。この点に對して、長官としてどういふふうにお考えになりますか、簡単に御答弁をお願いしたい。

○池田(正)國務大臣 これは齋藤さんよく御存じのように、つまり、今まで三年間積み重ねてきた、その実績に徴して、これを強化していくといふのが建前でございます。これを拡大して、従つて、今後さらにこれを拡大発展させて、他の方向にまでいくべきだといふ御意見でありますけれども、残念ながら、さういふ方向に進んだ方がベターであるかといふことについての見通しが立たないので、現在の段階ではこの程度でいこう、さういふことであります。

○齋藤(憲)委員 この新しく議題となつております新技術開発事業団法案の二十三条第一項に「次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない」とありまして、一が「新技術の開発に關する基本方針を決定すると

質問申し上げたのに対して、その通りだといふ御回答を得たのであります。が、私の考え方からいいますと、せつかくこの新技術開発事業団法といふものが制定されようという機運になつておるのでありますから、従来理化学研究所の一部として併置されておつた新技術開発部といふものからもう一段と飛躍した体制、もう一段と飛躍した考え方においてこの事業団といふものは実際の仕事をやるべきである、さういふことは考えるのであります。それでは、せつかくこの規模を拡大して、新たに法律を作つて事業団として発足する意義が非常に薄れていくのではないかと、さういふことを考へておるのであります。この点に對して、長官としてどういふふうにお考えになりますか、簡単に御答弁をお願いしたい。

○池田(正)國務大臣 これは齋藤さんよく御存じのように、つまり、今まで三年間積み重ねてきた、その実績に徴して、これを強化していくといふのが建前でございます。これを拡大して、従つて、今後さらにこれを拡大発展させて、他の方向にまでいくべきだといふ御意見でありますけれども、残念ながら、さういふ方向に進んだ方がベターであるかといふことについての見通しが立たないので、現在の段階ではこの程度でいこう、さういふことであります。

○齋藤(憲)委員 この新しく議題となつております新技術開発事業団法案の二十三条第一項に「次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない」とありまして、一が「新技術の開発に關する基本方針を決定すると

き。」とあるのです。前の理化学研究所に併置されておりましたときの新技術開発部の運営は、開発委員会というものがあって、開発委員会にいろいろなことをかけて、委員会の議を経なければならぬということになっておつて、その中には、基本方針を決定するとき、という項目がないわけです。ですから、私の考え方からいいますと、理化学研究所の中に併置されたのでありますから、理化学研究所というものは、これは理化学研究所法の第一条にあります通り、総合研究をやるといふ建前でおつて、その中に、暫定的に新技術開発部を設けた。だから、法体系からいくと、これは理化学研究所で行なう総合研究の中から、新技術開発を行なうべき必要性のあるものをピックアップするといふような解釈も従来はできておつたわけなんです。

ですから、新技術開発を行なう場合に、理化学研究所では基本方針に対して云々するといふ必要性はなかったと思ふ。理化学研究所という体系において、この新技術開発というものが今まで考えられておつた。これは暫定措置として、この新技術開発部というものを理化学研究所に併置したのでありますから、これは法体系からいっても、非常に疑義がある処置であつたと思ふわけなんです。ところが、今度それを切り離して、独立した事業団としてやる場合には、従来の理化学研究所とはすっぱり手が切れて、審議会というものを作つて、メンバーを総理大臣が任命して、そこで新技術開発の基本方針からいろいろ考えていくといふのでありますから、従来とよほど考え方が違ふのではないかと思ひます。立法精神が、

そういうところに大きな飛躍体制があるのではないか、そう思ふのであります。すけれども、これを一つ、実際に今までの手がけてきた局長でけっこうですか、もう一ぺん御答弁願ひたいと思ひます。

○池田(正)国務大臣 先ほど齋藤委員に私が答へたのは、とりあへず今までやつてきたことを踏襲していく、こういうことで、とりあへずのお話を申し上げたのであります。今御指摘のように、ここに新しい項目が掲げられた精神は、あくまでも、さらに飛躍していく、そういう新しく飛躍する方向をこの審議会できめて、そこで決定すれば、それに従つて、今までよりまた幅広い方向にまでいけるという建前をとつたはずだと私は承してあります。

○齋藤(憲)委員 そういふふうに、今までの理化学研究所に併置されておつた新技術開発部でなく、今度は独立した新技術開発事業団という建前をとつた。廣く日本の新技術開発に乗り出していただかないと、せっかく難儀をして法律家を審議し、また、予算をつけても、何か非常にちつぽけなような感じがするので、そういうことをぜひともお願いをしておきたいと思ふのでございします。

と同時に、事務的に、また一つここでお願いをしておきたいのは、開発すべき新技術の決定という、従来理化学研究所がとりきつた範囲、これを一つ具体的に説明していただきたいのですが、国または地方公共団体の研究機関、これはわかりません。それから、大学およびその附置の研究機関」というのもわかります。それから「公益法人

または特殊法人の研究機関」、これは実例をあげてちよつと説明していただきたいのですが、これはどういふ種類のものですか。

○原田(久)政府委員 過去三年間に七件ほど開発委託をいたして参つたわけでございます。その中の大部分は大学の研究、それから国立研究機関でございます。現在までにいたしました第三番目の「公益法人または特殊法人の研究機関」に該当するものとしましては、公益法人のものはまだございませうが、特殊法人といひましては理化学研究所がございします。

○齋藤(憲)委員 私が今念のために伺ひましたその含みは、この新技術開発事業団が実際新技術の開発を行なうとき、従来は、理化学研究所が開発すべき新技術の決定を行なうときには、これだけの研究機関に限定して、そこから出てきた新技術開発でなければならぬという態度なのです。そういう限定を今度の新技術開発事業団もやるのかどうか。

○原田(久)政府委員 新技術開発事業団で今後取り上げたいと考えております研究結果といひましては、廣く各方面に呼びかけまして、その研究テーマを発見したいと考えておりますが、その際、まず一般的に考えられますのは、「国または地方公共団体の研究機関」、あるいは「大学およびその附置の研究機関」、「公益法人または特殊法人の研究機関」、ここに掲げてありますような公共的な性質を帯びております研究機関においてございました研究成果といふものが一般に公表されております。従つて、新技術開発事業団で候補として研究テーマを調査いたします

ときには、こういう機関から主としてその候補が選ばれる可能性をたくさん持つております。これ以外の研究機関といひまして、民間の企業体の研究成果でございますが、一般に民間の企業体は、自分の企業体の目的のために研究をしておるのがおもでございます。公表しないのが普通でございます。そういう関係で、対象として探し出すのに困難であるという観点から、今までは、取り扱う件数も年に二件ないし三件というふうな関係もあつて、その手広く調べるのができなかったといふ事情もあつたかと思ひますが、主として、ただいま述べましたような三種類の機関に研究成果の厳選を求めていたわけでございます。しかし、今後発足いたします新技術開発事業団におきましては、これだけに限るのかといふことになりまして、私はそうではないと思ひます。と申しますのは、個人または民間企業等におきかしてもいい研究成果があつて、それが国民経済上重要であるといふようなものであつて、その企業ではどうしてもできないといふような性質のものであれば、この新技術開発事業団の取り上げるべき対象にはなり得る、そういうふうに考えております。

○齋藤(憲)委員 そういふ点を考えて、昨日、私は予備的な御質問を申し上げたのであります。そうしたら、理化学研究所に併置されておる当時と同じ考え方で、同じことをやるんだ。私は、今の理化学研究所が、国または地方公共団体の研究機関、大学及びその附置の研究機関、公益法人または特殊法人の研究機関、これだけに限定して従来新技術開発が行なわれておつた

ときには、いろいろ機関から主としてその候補が選ばれる可能性をたくさん持つております。これ以外の研究機関といひまして、民間の企業体の研究成果でございますが、一般に民間の企業体は、自分の企業体の目的のために研究をしておるのがおもでございます。公表しないのが普通でございます。そういう関係で、対象として探し出すのに困難であるという観点から、今までは、取り扱う件数も年に二件ないし三件というふうな関係もあつて、その手広く調べるのができなかったといふ事情もあつたかと思ひますが、主として、ただいま述べましたような三種類の機関に研究成果の厳選を求めていたわけでございます。しかし、今後発足いたします新技術開発事業団におきましては、これだけに限るのかといふことになりまして、私はそうではないと思ひます。と申しますのは、個人または民間企業等におきかしてもいい研究成果があつて、それが国民経済上重要であるといふようなものであつて、その企業ではどうしてもできないといふような性質のものであれば、この新技術開発事業団の取り上げるべき対象にはなり得る、そういうふうに考えております。

いうことは変則だ。われわれの考えておつた新技術開発というものは、公的な研究機関というよりも、むしろ、企業化させるのに非常に条件の悪い立場にある大きな発明を、国家のためにものにするといふところに、こういう新技術開発事業団といふのがございする必要がある。公的な立場におつて大きな発明をやれば、今の説明のように、必ずその実態が明確になつて、これに対しては予算措置も必ずしも不可能じゃない。しかし、民間におつて、個々の研究者が大きな発明をやつた場合に、これを企業化しろといふことになれば、御承知の通り、これくらゐ世の中にむすかしものはない。だから、結局、ここに書かれてあります通りに、「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に關する試験研究の成果であつて、企業化されていなくてもいい。この「企業化されていなくてもいい」といふことは、企業化されにくいものをピックアップしようといふことだと思ふのであります。そうすると、結局、公的機関に対しては、いろいろの角度から実施するという方法はある。しかし、民間において、個人の研究において、大きなテーマが研究的には完成されておる、しかし、なかなか企業化がむずかしいといふときにこそ、こういう新技術開発事業団といふようなものができて、そこで取り上げてやらなければならぬのじゃないかと思つておるわけでありまして、そういう点に対して、今のお話です。これを広げていくんだ、こういうことですが、広げていくんだといふ他の発明を見出すといふことは非常

いうことは変則だ。われわれの考えておつた新技術開発というものは、公的な研究機関というよりも、むしろ、企業化させるのに非常に条件の悪い立場にある大きな発明を、国家のためにものにするといふところに、こういう新技術開発事業団といふのがございする必要がある。公的な立場におつて大きな発明をやれば、今の説明のように、必ずその実態が明確になつて、これに対しては予算措置も必ずしも不可能じゃない。しかし、民間におつて、個々の研究者が大きな発明をやつた場合に、これを企業化しろといふことになれば、御承知の通り、これくらゐ世の中にむすかしものはない。だから、結局、ここに書かれてあります通りに、「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に關する試験研究の成果であつて、企業化されていなくてもいい。この「企業化されていなくてもいい」といふことは、企業化されにくいものをピックアップしようといふことだと思ふのであります。そうすると、結局、公的機関に対しては、いろいろの角度から実施するという方法はある。しかし、民間において、個人の研究において、大きなテーマが研究的には完成されておる、しかし、なかなか企業化がむずかしいといふときにこそ、こういう新技術開発事業団といふようなものができて、そこで取り上げてやらなければならぬのじゃないかと思つておるわけでありまして、そういう点に対して、今のお話です。これを広げていくんだ、こういうことですが、広げていくんだといふ他の発明を見出すといふことは非常

にむずかしいというような点もござい
ましようが、新技術開発というものは、
ずっと読んでみますと、必ず特許とか
実用新案でなければならぬ、または
出願中のものでなければならぬ。です
から、そういう大きな発明を、いろいろ
な公的研交機関に重点を置かないで、
むしろ特許庁と相連携を保って、特許
庁において、特許の審査過程におい
て——これは非常に斬新な、しかも、国
家経済に大きな影響を及ぼすであろう
発明というものはわかるわけなんであ
りますから、むしろ、そういう公的な
研究機関に重点をさらすより、国家全
体のアイデアを助成していくというこ
うならば、特許庁と連携をとる、または科
学技術情報センターと連携をとるとい
うような点で、この事業団がやるべき
指向性を大體国家経済の重点性に置き
て、そしてそういうものを考えていく
ということの方が、私は効率的ではな
いかと思うのであります。三十三、四
年度に開発せられたところの新技
術というものを見ますと、これはどれ
だけ重要な発明かはわかりませんが、
これだけをちょっと見たって、国家経
済に重点的な影響を及ぼすような発明
とは僕はちよつと考えられないと思
うのです。内容を僕はまだ調べてないか
らわからぬですが、こういうような方
向でなくて、今所得倍増が叫ばれ、そ
して、もつと飛躍的に科学技術の分野
というものが世界的に展開されている
というときに、一体どういふものを新
技術として今後開拓すべきかという大
体の方向づけを、今度はこの審議会
でもつてやる、それが基本方針だろうと
私は思うのです。ですから、そういう
ような基本方針がきまった場合には、

むしろ、科学技術情報センターとか、
あるいは主として特許庁と連携をと
って、そういうものの実態を深く掘り下
げるといふ方が、私は事業団としての
やるべき仕事の根本のような気がする
のですが、これに対してどうお考えに
なっていますか。

○原田(久)政府委員 過去三年間の実
績は七件にすぎません。これは予算規
模が少なかつたということも原因して
おりますが、そういう事態でありまし
たので、十分間口を広げて調査をする
というまでには至っておりません。で
しけれども、今回独立した事業団と相
なるにあたりまして、間口を十分広げ
て調査しなければいかぬという御趣旨
につきましては、全く同感でございます
。開発審議会におきまして、独立す
る観点から、ただいまも御指摘のよう
な、新しく「新技術の開発に関する基
本方針を決定するとき」というような
項目を掲げたわけでございまして、そ
ういふ方針は、経済事情、技術動向等
いろいろ勘案いたしまして、どういふ分
野から新技術のテーマを選択してい
くべきかというような基本方針はここ
で御審議を願つて、その線に沿つて調
査いたしました。調査をする角度とい
つたしましては、ただいまも御指摘が
ありましたように、特許庁との連携など
についても、十分これを行なわなければ
ならないかと思つております。科学技
術庁といたしましては、毎年特許庁で公
告になります特許、実用新案等の中
から、注目発明あるいは実用発明とい
うような選定もいたしております。そ
れから情報センターにつきましても、こ
れは主として諸外国のいろいろな研究
成果の情報が流れておりますが、国

内につきましても、そういう情報が流
されるようになりましてならば、それ
も利用していくというような角度か
ら、広く選択対象を求めるといふこと
は、今後のこの審議会の意見を通じて
開発事業団は進めていくべきであらう
かと考えております。

○齋藤(憲)委員 この新技術開発事業
団の今後のやり方は、国民すべてが科
学技術振興に対しての立場から、なる
べく民間側からも大きな発明が生まれ
たときに、国家の手によってこれが育
成されるのだという形を如実に示すよ
うにやっていたいただきたいと思つた
のであります。

もう一点だけ、お願いを兼ねて質問
を申し上げておきたいことは、今度の
この法文を読んでもみますと、理事長
と専務理事というところですが、理事長
は、私の聞いているところでは、専任理
事長ではないらしい。何かネーム・パ
リウのある非常勤の理事長を置くこ
ういふような構想が生まれ、そして、実
際の事業団の仕事をやりますのは専務理
事一人と理事四人以内、どういふ適任
者が選ばれるかわかりませんが、そ
ういふ体系においてこれが行なわれま
す場合に、第三章にありますが開発審議
会といふものが非常に大きな役割を持
つてくる。その委員は十人以上で、内閣
総理大臣が科学技術に関する学識経験
のある者のうちからこれを任命するとい
ふこと二十五条でなつております。す
から、この開発審議会といふものは、法
律の建前からいって、非常に大きな役割
と責任が出てくるわけでありまして、こ
ろが、従来あつた開発委員会の委員の
方が名前を拝見いたしまして、これは世
間的にはネーム・パリウが非常に高

いけれども、実際どういふ忙しい方が、
新技術開発事業団の中核をなす審議会
にどれだけ時間と情熱がさけるかとい
うことなんです。この方々は非常に偉
い方で、日本の科学技術を代表するよ
うなネーム・パリウのある方であり
ますから、非常に尊敬しておる方々で
あり、その事業及び生活の内容も知つ
ておりますが、こういう新技術開発の
事業をこれから遂行していく事業団の
中核体としてどういふ方にお願ひし
て、日本の新技術開発の基本方針及び
そのものずばりを決定するの、これ
だけ時間をさいていただけるかとい
うことであります。こういうネーム・パ
リウのある方々をずらりと並べてい
いというならば、この下にほんとうに
仕事をやる専門委員とかそういうもの
を作つてやるのか、ネーム・パリウだ
け並べておいて仕事はかどるとい
うようなものではないかと思ふのだが、こ
こは一体どういふ組織で運営をして
いくとしておられるのであります
か。

○原田(久)政府委員 従来の開発委員
会は、御指摘のようにならなつて
おりました。齋藤先生御持参の資料の
中にも書いてあるような方々から構成
されております。従来の開発委員会に
おきましては、御出席率も非常によく、
専門的な角度からも突つ込んだ御検
討が行なわれております。ただ、開発
テーマなどの問題がきまつて参ります
と、さらに入つ込んだ専門的な調査も
しなればならぬといふので、専
門調査員をさらにテーマごとにお願ひ
いたしまして、この開発委員のどなた
か担当の方をおきめ願ひまして、そ
の方が中心になりまして、さらに突つ込

んだ御調査の上、開発委員会にかけ
て、開発委員会としての御決定を願
つてきたような次第であります。

今後、開発審議会の構成委員をどう
いふふうにしていくかということに
つきましては、やはり新技術開発の対
象となるような各産業の実態ないし要
請、産業政策の方向等も勘案して、新
技術開発に関する学識経験を有する
方々で構成された審議会を作りたく
いふふうに考えておりますが、なお、こ
れでは不十分とも考えられる筋もあり
ますので、さらに専門調査をお願いす
るような方も別に予算的にも用意いた
しまして、突つ込んだ調査をやつて
いただいた上で、開発審議会にかけ
るというふうな運営に参りたいと思
つております。

は、やはりそういう大体の向かうべき筋というものは、科学技術全体のあり方から考え、また、国家の繁栄の方向に向かつて一応総体的な立場からの意見も徴して、そういうものを参考として新技術の開発に關する基本方針を決定していくというのなら、私もよくわかるのですが、名目だけのものを十人ばかり名前を並べさせておいて、これだけの人たちが情熱と時間をどのくらいさけるかわからないが、会合のあるときには出席するなんていう、そんなことでは新技術開発の基本方針なんていうものはきまるものではない。これはやっぱりつばな人たちが一生懸命になつて、一月とか二月衆知をしぼつて作業をして、初めて新技術開発の基本方針というものはきまつていく。これは非常に大事なところですから、こういう問題に対しては、科学技術関係の総力を結集して、将来新技術開発の基本方針というものはいかにあるべきかというところはいはやはり論議して、大体の構想をお示し願うような態勢にしたいだいたならば、私は、新技術開発事業団発足の構想として、これは価値があるのではないかというふうに考えているのですが、こういう点に対しては長官どうお考えですか。

○池田(正)国務大臣 ただいまのお説はごもつともなので、でき得る限りそういう方向に進めていきたいと思つております。

○山口委員長 本日はこの程度といたし、これにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

昭和三十六年三月二十七日印刷

昭和三十六年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局